

八幡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱

令和4年3月31日

告示第16号

(趣旨)

第1条 この要綱は、八幡市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱(平成22年八幡市告示第17号。以下「補助金要綱」という。)の対象となる住宅用太陽光発電システム(以下「太陽光発電」という。)と同時に蓄電設備を設置した者に対し補助金を上乗せして交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象)

第2条 補助金の対象となる蓄電設備は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 常時太陽光発電(発電出力が2kW以上のものに限る。)と接続し、かつ、太陽光発電が発電する電気を充電することができるもの
- (2) 日本産業規格又は一般社団法人電池工業会規格に適合しているもの
- (3) 蓄電容量が1kWh以上であるもの

2 前項の規定にかかわらず、移設された蓄電設備は、補助金の対象としない。

(補助金の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金要綱の対象者であって、前条の要件を満たす蓄電設備を太陽光発電と同時に設置したものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 太陽光発電の公称最大出力の合計値(1kWで表した値をいう。)に1万円を乗じて得た額(その額が4万円を超えるときは、4万円)
- (2) 蓄電設備の蓄電容量(1kWhで表した値をいう。)に1万5,000円を乗じて得た額(その額が9万円を超えるときは、9万円)に5万円を加算した額

2 市長は、前項に規定する補助金の額と補助金要綱に規定する補助金の額との合計額が太陽光発電及び蓄電設備の設置に要する経費の2分の1に相当する額を超えるときは、当該合計額が当該2分の1に相当する額以下となるように前項に規定する補助金の額を減額する。

3 第1項及び前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、申請書に必要な書類を添付し、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前条の規定による請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付の取消し)

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 補助金を偽りその他不正の手段により受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月5日から施行し、平成28年4月1日以後に設置された太陽光発電及び蓄電設備から適用する。

附 則 (平成30年3月28日告示第19号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に補助金の交付の申請があったものから適用する。

附 則 (平成31年3月28日告示第13号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に補助金の交付の申請があったものから適用する。

附 則 (令和元年6月13日告示第12号)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日告示第29号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。